

令和6年度

箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業

PPAによる電力供給事業

募集要項

令和6年5月

箕輪町総務課ゼロカーボン推進室

— 目 次 —

I. 募集及び事業の概要	1
1. 事業名称	1
2. 事業場所	1
3. 事業の目的	1
4. 本事業の事業内容	1
5. 募集要項等	1
6. 上限提案価格	1
II. 参加資格要件	3
1. 募集に関する基本的な考え方	3
2. 募集及び選定方法	3
3. 応募者の構成	3
4. 応募者の参加要件	4
5. 参加資格確認基準日	4
6. 提出書類の取扱い	4
III. 事業者の募集及び決定手続きに関する事項	6
1. プロポーザル選定委員会の設置	6
2. 募集及び決定スケジュール	6
3. 評価及び決定手続	6
IV. その他	10
1. 応募に伴う費用の負担	10
2. 情報提供	10
3. 提出先	10
4. 守秘義務対象開示資料	10
5. 現地確認会	10

## I. 募集及び事業の概要

### 1. 事業名称

令和6年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業 PPAによる電力供給事業

### 2. 事業場所

ながたの湯、夢まち Labo

### 3. 事業の目的

本事業は、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち重点対策加速化事業により、町保有施設に事業者が自ら負担して太陽光発電設備を設置し、維持管理を行い、発電された電気を公共施設に販売、供給する仕組み（PPA方式）を導入するものである。

### 4. 本事業の事業内容

本事業は、調査・設計業務・構築業務及び維持管理業務から構成されるものとし、詳細については、要求水準書のとおりとする。

### 5. 募集要項等

本事業の公募のため開示する資料は、以下のとおり（①から⑦を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ① 募集要項
- ② 要求水準書
- ③ 優先交渉権者選定基準
- ④ 様式集及び記載要領
- ⑤ 基本契約書（案）
- ⑥ 電力購入契約書（案）
- ⑦ 守秘義務対象開示資料

### 6. 上限提案価格

現在の電力量料金単価

- ① 参加資格があると認めた者に対し、現在の電力需給契約に関する情報を提供する
- ② 既存電力需給契約において季節別など複数の単価設定がある場合には、PPA導入により年間の電力料金単価が増えないことを条件とする。その場合、燃料費調整額および再エネ発電促進賦課金を考慮しない前提とすること。



## II. 参加資格要件

### 1. 募集に関する基本的な考え方

本事業は、迅速かつ確実に工事を進めていくことが必要となるため、調査・設計、建設工事はもとより、電力、再エネ技術その他専門的な知見を含め、民間事業者の有するノウハウ・創意工夫の発揮を期待している。

よって、本事業を実施する事業者の募集（以下「本募集」という。）においては、設計、建設、維持管理、その他専門的知見を有する単体企業、共同企業体（JV）又は企業コンソーシアムからの提案を求めるものとする。

### 2. 募集及び選定方法

本事業は、専門的な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする工事を含む等、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業の優先交渉権者の選定は、透明性・公平性の確保に十分留意したうえで、公募型プロポーザル方式により行う。

### 3. 応募者の構成

- (1) 本募集に応募できる者は、単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（JV）（以下「応募者」という。）のいずれかとする。なお、企業コンソーシアムで提案を行う場合は、企業コンソーシアムを主導する単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（JV）が応募するものとする。
- (2) 応募者は、調査・設計業務・構築業務及び維持管理業務を実施するものとする。
- (3) 応募者が、共同企業体（JV）である場合、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、代表企業が共同企業体（JV）を代表し応募手続を行うものとする。
- (4) 参加表明以降において、応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、町が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、応募者がⅡ. 4の参加資格要件を満たさなくなった場合、代表企業は、町に速やかに報告しなければならない。
- (5) 参加表明以降、応募者及び当該応募者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、同時に当該他の応募者となることはできないものとする。

#### 4. 応募者の参加要件

応募者は、以下の要件の全てを満たしていなければならないものとする。

- (1) 応募者が単独の企業の場合はその企業が、共同企業体（JV）の場合は代表企業が箕輪町入札参加資格者名簿に掲載されていること。掲載が無い場合は、参加表明書類提出時に併せて入札参加資格審査申請書を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び箕輪町財務規則（昭和 53 年箕輪町規則第 2 号）第 102 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 箕輪町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 箕輪町暴力団排除条例（平成 23 年箕輪町条例第 15 号）に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
- (6) 滞納している町税等徴収金がないこと。
- (7) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
  - ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
  - ④ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

#### 5. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明及び参加資格審査書類の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、町はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

#### 6. 提出書類の取扱い

##### (1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、町は、広報活動等に必要範囲において、これを無償で使用できるものとする。なお、応募者の提案審査書類の著作権は、契約の締結により町に使用許諾が付与されるものとする。

##### (2) 特許権等

応募者が提案審査書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによつて生じる責任は、応募者が負うものとする。

##### (3) その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の審査書類について、町は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

### III. 事業者の募集及び決定手続きに関する事項

#### 1. プロポーザル選定委員会の設置

優先交渉権者の決定にあたり、町は、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催する。なお、選定委員会は非公開とする。

#### 2. 募集及び決定スケジュール

決定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。本スケジュールに予定と記載した事項及び実施日を特定していない事項については、開催日時等について対象者に別途通知する。

時期	内容
令和6年5月24日（金）	公告
令和6年6月3日（月）	参加表明及び参加資格審査書類の提出期限
令和6年6月3日（月）	守秘義務に関する誓約書の提出期限
令和6年6月10日（月）	参加資格確認結果の通知
令和6年6月17日（月）	募集要項等に関する質問の締切
令和6年6月24日（月）	募集要項等に関する質問に対する回答の公表（予定）
令和6年7月19日（金）	提案審査書類の提出期限
令和6年7月26日（金）	企画提案書・プレゼンテーション審査（予定）
令和6年7月29日（月）	優先交渉権者の決定及び公表
令和6年8月上旬	基本契約の締結（予定）

#### 3. 評価及び決定手続

募集要項等の公表以降の手続は、以下のとおりを予定している。

##### (1) 参加資格確認に関する手続き

##### ① 参加表明書の受付

応募者は、様式集及び記載要領で定める参加表明書及び参加資格審査書類を提出し、町の参加資格審査を受けなければならない。

##### ② 提出期間及び提出先

##### (ア) 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時（必着）

##### (イ) 提出方法

郵送とする。

##### (ウ) 提出先



IV.3.に記載のとおりとする。

③ 参加資格確認結果の通知

町は、参加表明を行った応募者に対し、参加資格審査の結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(ア) 通知予定日

令和6年6月10日(月)

(イ) 通知方法

電子メールによる。

(2) 守秘義務対象開示資料の配布

守秘義務対象開示資料の配布を求める者は、次のとおり様式集及び記載要領における守秘義務に関する誓約書(以下本号において「誓約書」という。)を提出すること。誓約書を受領した後、内容を確認次第、ダウンロードサイトにより提供する。

(ア) 誓約書の提出期限

令和6年6月3日(月)

(イ) 提出方法

郵送とする。

(ウ) 提出先

IV.3に記載のとおりとする。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に関する質問については、次のとおりとする。

(ア) 受付期限

令和6年6月17日(月)

(イ) 提出方法

募集要項等に関する質問がある者は、その内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領における質問書を添付ファイルとし、電子メールにより送信すること。送信後には電話で町が受信したことを確認すること。

(ウ) 提出先

IV.3に記載のとおりとする。

(エ) 回答方法

町は、募集要項等に関する質問及び回答を、町のホームページで公開する。質問及び回答は、質問者名を伏せた上で掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問を行うこと。

#### (4) 提案審査書類の提出

参加資格保有者は、次のとおり様式集及び記載要領で定める提案審査書類を町に提出することができる。

##### ① 提出期限

令和6年7月19日（金） 正午（必着）

##### ② 提出方法

郵送とする。

##### ③ 提出先

IV.3に記載のとおりとする。

##### ④ 提案審査書類記載上の注意事項

(ア) 提案内容において「提供外」または「有償」ならばその記載を行うこと。

その表現がないものは履行義務を負うものとして扱う。

(イ) 変更協議の可能性がある提案を行う場合、応募者の技術的知識及び経験に基づき条件を規定して施工方法を提案すること。

#### (5) 提案審査

町は、提案審査書類の提出者に対し、プレゼンテーションの実施及び選定委員会による提案審査書類に対するヒアリングへの出席を求める。これらの日時等の詳細は、提案審査書類の提出者に対し個別に通知する。

#### (6) 優先交渉権者の決定

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、提案審査書類を評価する。町は、選定委員会の提案審査書類の評価結果を基に最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定するものとし、提案審査書類を提出した全ての応募者に対し、審査の結果を個別に通知する。なお、この場合において、町は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

#### (7) 募集手続の中止等

町は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止することがある。この場合、町は、速やかにその旨を町のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

#### (8) 契約の締結

町と優先交渉権者は、協議のうえ、基本契約を締結する。なお、協議の結果、優先

交渉権者との間において、基本契約の締結に至らなかった場合、提案審査における評点が高い応募者から順に協議を行う。

(9) 評価内容の担保

契約後、事業者の責により、優先交渉権者決定時の提案内容が実施されていない場合においては、要求水準の未達成に該当し契約違反行為となることから、一定の措置を講じることがある。これらの詳細については、基本契約書（案）に定める。

#### IV. その他

##### 1. 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、応募者の負担とする。

##### 2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、町のホームページを通じて適宜行う。

##### 3. 提出先

担当部署	箕輪町役場 総務課 ゼロカーボン推進室
担当	佐藤 裕樹
電話	0265-79-3144
電子メール	zero@town.minowa.lg.jp
住所	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

##### 4. 守秘義務対象開示資料

誓約書の受領後に開示する資料は下記を予定している。

デマンドデータ	各施設のデマンドデータ（1年分）
既存施設図	写真データをPDF化したデータ
構造計算書	対象施設に関する構造計算書（抜粋）の写真データをPDF化したデータ
基本計画書	事業全体の計画をまとめた資料（参考）
その他	現在の電力需給契約に関する情報

##### 5. 現地確認会

###### (1) 実施日

令和6年6月6日（木）、7日（金）（予定）

###### (2) 実施方法

- ① 各社、事前に申し込んだ日時のみ現地視察ができる。
- ② 申込が重複した場合、申込数及び申込先着順等を踏まえて町が決定する。
- ③ 町の担当職員の同行を必須とする。
- ④ 車は1参加グループにつき2台までとすること。
- ⑤ 現地視察参加者は5名以内とする。
- ⑥ 屋根上に上がるために必要な昇降器具や安全対策等は事業者対応とする。

(3) 申込方法

- ① 現地視察申込書（様式5）による。
- ② 送付先：IV.3に記載のとおりとする。
- ③ 申込みは入札参加企業ごとに代表者が行うこと。
- ④ 申込期間は令和6年6月3日（月）正午までとする。
- ⑤ 現地視察の詳細な日時等は令和6年6月4日（火）に連絡する。